

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : (株)北谷組
業者の住所 : 大阪府大阪府中央区内本町1-3-9
- 2 指名停止措置期間 : 平成23年2月16日～平成23年3月15日(1ヶ月間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 全地域
- 4 事実概要
近畿地方整備局大和川河川事務所の発注工事について、平成22年12月28日、羽曳野区検は競売入札妨害(談合)罪で(株)北谷組の役員を略式起訴した。
- 5 指名停止措置理由
(株)北谷組の役員が競売入札妨害の容疑で公訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等に関する達」(本四会社達平成17年第48号)別表第2第7号ロ(競売入札妨害又は談合)に該当するものである。

(参考) <工事請負契約に係る指名停止等に関する達別表第2>

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合)	
7 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第11号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から
イ 関係区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 関係区域外の他の公共機関の職員	<u>1ヵ月以上12ヵ月以内</u>

○問い合わせ先

本州四国連絡高速道路株式会社 経理部 会計契約課

〒651-0088 兵庫県神戸市中央区小野柄通4-1-22

アーバンエース三宮ビル12階 TEL 078(291)1035 (直通) FAX 078(291)0026